証券コード6455
平成22年６月10日

株　主　各　位

大阪市生野区小路東五丁目５番20号
株式会社モリタホールディングス
代表取締役社長　中島正博

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成22年６月28日（月曜日）午後５時40分までに到着するよう折返しご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　時　平成２２年６月２９日（火曜日）午前10時

2. 場　所　兵庫県三田市テクノパーク１番地の５
株式会社モリタ　三田工場会議室

3. 会議の目的事項

報告事項
1. 第77期（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第77期（平成21年４月１日から平成22年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役６名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

第４号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として、株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.morita119.com）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成21年４月１日
至　平成22年３月31日）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益に一部持直しが見られたものの、設備投資の抑制や個人消費の低迷等、景気は先行き不透明なまま推移いたしました。

このような環境のもと当社グループは、積極的な営業展開に加え、原価低減の推進と経費削減による収益力の強化に努めてまいりました。

この結果、消火設備及び産業機械部門の受注減はありましたものの、補正予算により消防ポンプ部門の業績が大きく伸びたことから、当期の売上高は、前期比5,032百万円増加し61,737百万円（8.9％増）となり、営業利益は前期比1,839百万円増加し4,223百万円（77.2％増）、経常利益は前期比1,720百万円増加し、上場以来過去最高益となる4,503百万円（61.8％増）となりました。当期純利益は、減損損失316百万円等を特別損失に計上しましたが、経常利益の大幅な増益により、前期比924百万円増加し2,044百万円（82.6％増）となりました。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

防災関連事業におきましては、売上高は、補正予算による消防ポンプ部門の売上台数の増加及び、前年第３四半期からの宮田工業株式会社の連結子会社化により、前期比7,153百万円増加し46,128百万円（18.4％増）となり、営業利益は消火器・消火設備部門は設備投資の抑制が続いていることから苦戦いたしましたが、消防ポンプ部門の大幅な増収により、前期比2,501百万円増加し4,337百万円（136.2％増）となりました。

環境関連事業におきましては、売上高は、ギロチンプレス・スクラッププレス等の産業機械部門及び塵芥車等の環境保全車輌部門の受注、売上が低迷し、前期比3,502百万円減少し11,945百万円（22.7％減）、営業損益は前期比498百万円減少し10百万円の損失となりました。

その他事業の自転車部門におきましては、売上高は3,663百万円、営業損益は97百万円の損失となりました。

(2) 対処すべき課題

経営環境はますます厳しさを増し、急激に変化していくものと予想されます。当社は、この変化に対応しつつ、メーカーの原点である「技術の向上」と「顧客満足の実現」に立ちかえり、顧客に支持される強いブランドづくりを目指します。そして、具体的な対処すべき課題は次のとおりであります。

① 既存事業の収益力強化
② 海外事業の収益拡大
③ 高付加価値製品の投入によるマーケットシェアの向上
④ 人材育成

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、経常的な調達のほかは特記すべき事項はありません。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、生産設備の合理化など総額831百万円の設備投資を実施いたしました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成21年８月１日を効力発生日として子会社である宮田工業株式会社と株式交換を行い、同日付をもって同社を当社の完全子会社といたしました。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第74期 (18/４～19/３)	第75期 (19/４～20/３)	第76期 (20/４～21/３)	第77期 (21/４～22/３) (当連結会計年度)
受　注　高 (百万円)	42,593	48,450	53,546	61,104
売　上　高 (百万円)	41,592	46,357	56,704	61,737
経 常 利 益 (百万円)	2,376	2,653	2,783	4,503
当 期 純 利 益 (百万円)	1,336	1,066	1,119	2,044
１株当たり当期純利益 (円)	31.04	25.11	26.63	47.01
総　資　産 (百万円)	59,165	60,456	74,310	73,058

(注)　１株当たり当期純利益は期中平均株式数により計算しております。

(10) 重要な子会社の状況

会　社　名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社　モ リ タ	100 百万円	100 %	消防車の製造、販売
株式会社 モリタ防災テック	100	100	消火器、消火設備等の販売
株式会社 モリタ環境テック	100	100	環境機器の製造、販売及び環境プラントの設計、施工
株式会社 モリタエコノス	400	100	環境保全車輌の製造、販売
株式会社 モリタテクノス	100	100	消防車のオーバーホール
宮 田 工 業 株 式 会 社	1,428	100	消火器、消火設備等並びに自転車の製造、販売
株式会社 モリタ総合サービス	100	100	消防車部品の製造
株式会社 モリタユージー	40	100	消火器、消火設備等の製造
株式会社 北海道モリタ	30	50	消防車の製造、販売

(注)　１．連結決算の対象会社は、当社及び連結子会社11社であります。
２．宮田工業株式会社は、平成21年８月１日付の株式交換により当社の完全子会社となりました。
３．株式会社モリタユージーは、株式会社モリタ防災テックを通じての間接所有となっております。

(11) 主要な事業内容

当社の企業集団は、消防車、消火器、防災設備、環境保全車輌、環境機器及び自転車の製造販売並びに環境プラントの設計施工を主な内容として、さらに各事業に関連する製品・部品の製造及びサービス等の事業活動を展開しております。

事業の種類別セグメント及びその主要製品は、次のとおりであります。

事業セグメント	主　要　製　品
防災関連事業	はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、普通消防ポンプ自動車、消火器、防災設備、その他防災関係製品
環境関連事業	リサイクル処理施設、各種ごみ処理施設、スクラップ処理施設、スクラップ処理機械、衛生車、塵芥車、各種環境保全車輌
その他事業	自転車

(12) 主要な営業所及び工場

① 当社

大阪本社　　大阪市生野区小路東五丁目５番20号

東京本社　　東京都港区西新橋三丁目25番31号

② 子会社

株式会社モリタ

本　　社	兵庫県三田市テクノパーク１番地の５
営業拠点	東京営業部［東京都港区］、大阪支店［大阪市］、仙台支店［仙台市］、名古屋支店［名古屋市］、福岡支店［福岡市］
生産拠点	三田工場［兵庫県三田市］

株式会社モリタ防災テック

本　　社	東京都港区西新橋三丁目25番31号
営業拠点	首都圏営業部［東京都港区］、大阪支店［大阪市］、仙台支店［仙台市］、名古屋支店［名古屋市］、福岡支店［福岡市］

株式会社モリタ環境テック

本　　社	千葉県船橋市小野田町1530番地
営業拠点	東日本営業部［千葉県船橋市］、西日本営業部［大阪市・名古屋市・福岡市］
生産拠点	船橋工場［千葉県船橋市］

株式会社モリタエコノス

本　　社	大阪府八尾市神武町１番48号
営業拠点	仙台支店［仙台市］、埼玉支店［埼玉県上尾市］、千葉支店［千葉市］、東京支店［東京都江東区］、神奈川支店［横浜市］、名古屋支店［名古屋市］、関西支店［兵庫県西宮市］、広島支店［広島市］、四国支店［高松市］、福岡支店［福岡県大野城市］
生産拠点	本社工場［大阪府八尾市］

株式会社モリタテクノス

本　　社	大阪市生野区小路東五丁目５番20号
営業拠点	東日本営業部［千葉県船橋市・仙台市］、中部営業部［名古屋市］、西日本営業部［大阪市］、福岡営業部［福岡市］
生産拠点	三田工場［兵庫県三田市］、関東工場［千葉県船橋市］

宮田工業株式会社

本　　社	神奈川県茅ヶ崎市下町屋一丁目１番１号
営業拠点	東京営業所［東京都品川区］、名古屋営業所［愛知県愛知郡長久手町］、大阪営業所［大阪府吹田市］、福岡営業所［福岡市］
生産拠点	茅ヶ崎工場［神奈川県茅ヶ崎市］、東北工場［宮城県栗原市］

株式会社モリタ総合サービス

大阪市生野区小路東五丁目５番20号

株式会社モリタユージー

東京都千代田区神田須田町二丁目３番地５

株式会社北海道モリタ

札幌市東区苗穂町十三丁目２番17号

(13) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,517名	25名増

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほコーポレート銀行	3,634
株式会社三井住友銀行	3,271
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,112

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社及び当社の連結子会社である宮田工業株式会社は、平成22年３月31日開催のそれぞれの取締役会において、平成22年６月１日を効力発生日として、宮田工業株式会社の自転車販売事業を会社分割（新設分割）し、その事業を新設する株式会社ミヤタサイクルに承継するとともに当社の100％子会社とすることを決定いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数　46,918,542株（自己株式2,275,638株を含む）

(2) 株主数　6,573名

(3) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
第一生命保険相互会社	3,265	7.31
モリタ取引先持株会	2,512	5.62
株式会社みずほコーポレート銀行	2,087	4.67
住友信託銀行株式会社	2,082	4.66
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,048	4.58
株式会社三井住友銀行	2,007	4.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,460	3.27
モリタ従業員持株会	1,024	2.29
阿部律子	861	1.93
東京海上日動火災保険株式会社	735	1.64

（注）１．持株比率は自己株式（2,275,638株）を控除して計算しております。
２．第一生命保険相互会社は、平成22年４月１日をもって第一生命保険株式会社に組織変更をしております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権の状況

平成16年６月29日開催の定時株主総会の決議による新株予約権

① 新株予約権の数
１，９８２個

② 目的となる株式の種類及び数
普通株式　１，９８２，０００株

③ 新株予約権の発行価額
無償

④ 新株予約権の行使価額
１株につき658円

⑤ 新株予約権の行使条件

ⅰ．新株予約権を付与された者は、権利行使時においても当社並びに子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員（顧問含む）であることを要する。ただし、権利行使期間中に当該地位を喪失した場合でも喪失後１年間に限り、権利行使を認めるものとする。

ⅱ．新株予約権を付与された者が、権利行使期間中に死亡した場合は、同時に権利を失効するものとする。

ⅲ．その他の条件については、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約に定めるところによる。

⑥ 新株予約権の行使期間
平成18年７月１日から平成23年６月30日まで

⑦ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	30個	普通株式　30,000株	3名
監査役	53個	普通株式　53,000株	4名

（注）　社外取締役は当該新株予約権を保有しておりません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成22年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	新村鋭男	㈱モリタテクノス 代表取締役会長
代表取締役社長	中島正博	㈱モリタ 代表取締役社長
取締役	白井幸喜	管理サービス本部長、経営企画室長、法務室長
取締役	北村賢一	㈱モリタ環境テック 代表取締役社長
取締役	土谷和博	㈱モリタ防災テック 代表取締役社長
取締役	川口和三	
常勤監査役	広瀬郷	
常勤監査役	浅田栄治	
常勤監査役	佐々木純	
監査役	松村和宜	弁護士、曽根崎法律事務所共同経営

（注） 1. 川口和三氏は、社外取締役であります。
2. 広瀬　郷、松村和宜の両氏は、社外監査役であります。
3. 社外取締役　川口和三氏は、㈱東京証券取引所及び㈱大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。
(1) 新任
取締役　白井幸喜（平成21年６月26日）
(2) 退任
常務取締役　浅田栄治（平成21年６月26日　任期満了）
5. 当期中の監査役の異動は次のとおりであります。
(1) 新任
常勤監査役　浅田栄治（平成21年６月26日）
常勤監査役　佐々木純（平成21年６月26日）
(2) 退任
常勤監査役　西田一成（平成21年６月26日　辞任）
監査役　益田莞爾（平成21年６月26日　辞任）

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役　７名　127百万円（うち社外取締役　１名　6百万円）
監査役　６名　37百万円（うち社外監査役　２名　16百万円）

（注） １．当社は、平成19年６月28日開催の第74回定時株主総会において役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給を決議しており、平成21年６月26日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名に対する支給額は 19百万円、現任の取締役４名に対する支給予定額は 124百万円であります。また、平成21年６月26日開催の第76回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名に対する支給額は 6百万円、現任の監査役（社外）２名に対する支給予定額は 10百万円であります。
２．報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額 36百万円（取締役６名に対して 33百万円、監査役４名に対して 2百万円）が含まれております。
３．上記のほか、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬額は 1百万円です。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外監査役 松村和宜氏の兼職先である曽根崎法律事務所は、当社と顧問契約の関係があります。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
取　締　役	川　口　和　三	当期開催の取締役会17回全てに出席し、主に経営者としての豊富な経験及び見識等から、必要な発言を行っております。
監　査　役	広　瀬　　郷	当期開催の取締役会17回及び監査役会９回全てに出席し、主に金融機関での豊富な業務経験から、必要な発言を行っております。
監　査　役	松　村　和　宜	当期開催の取締役会17回のうち16回及び監査役会９回のうち７回に出席し、主に弁護士としての専門的な視点から、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽ＡＳＧ有限責任監査法人

(2) 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額　　28百万円

(3) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

44百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬を含めております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。当該解任をした場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に開催される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は、監査役会の

同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 内部統制システム構築の基本方針に関する件

当社は、『当社は、心を込めたモノづくりと、絶えざる技術革新によって、「安全で住みよい豊かな社会」に貢献し、真摯な企業活動を通じて社会との調和を図ります』という企業理念に基づき、会社法第362条第４項第６号に定められた「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、その構築に関する基本方針を決議いたしました。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会において「モリタグループ　コンプライアンス基本方針」を決議し、これを実効化する組織や規程を整備することで、取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を整えている。

(イ)コンプライアンスを統括する組織として、当社及び主な子会社に、コンプライアンス委員会を設置し、子会社・関連会社（以下、「グループ各社」という）は適切な会社の委員会に加盟する。

(ロ)コンプライアンス委員会は独立して、事実関係調査、会社への報告、対応の決定、フィードバック、再発防止策の提案・実行等を担う。

(ハ)当社管理サービス本部に法務室を設置し、コンプライアンス委員会の事務局として、グループ各社の統制窓口になるとともに、当社及びグループ各社の全役職員に対し、それぞれがコンプライアンスを自らの問題として捉え、業務にあたるよう指導する。

(ニ)取締役会は、「取締役会規則」を設けて取締役会決議事項の付議基準を明確に定め、これに則り会社の業務執行を決定する。

(ホ)代表取締役社長は、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議やその他の社内規則に従い職務を執行する。

(ヘ)取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を毎月開催する取締役会で報告し、他の取締役の職務執行を相互に監督する。

(ト)取締役の職務執行状況は、監査役監査基準及び監査方針・監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
(チ)リスク情報の早期発見と不正抑止効果のため、当社管理サービス本部長を委員長として内部通報制度委員会を設置し、問題発生時の事実関係の調査と対応策を決定する。また、必要に応じて取締役会への報告や再発防止策の提案にあたる。
(リ)綱紀委員会を年２回定期的に開催し、法令や社内規則に違反した当社及びグループ各社の役職員への制裁措置を決定している。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(イ)取締役は、職務執行に係る電磁的記録を含む文書、その他の重要な情報を、法令及び社内規定に基づき適正に保存、管理する。
(ロ)監査役は、取締役の職務執行に係る文書等情報の保存及び管理について、関連諸規定に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。
(ハ)取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ)当社及びグループ各社の各部署長は、自部署の業務フロー図を整備し、フロー図のなかで内在するあらゆるリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施するとともに、かかるリスクマネジメント状況を定期的に見直す。
(ロ)営業活動に伴い発生する債権回収リスクについては、「売掛債権管理の憲法」を設けて、各社、各部門ごとに詳細な基準を設けることで、不良債権の発生を未然に防ぐとともに、発生後の適切な管理に努める。
(ハ)当社経営企画室には、当社及びグループ各社の各部署から月次で業務執行報告が届き、これにより組織横断的なリスク状況を総括的に管理している。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月１回定期的に開催し、緊急決議を要する場合には、臨時取締役会を開催している。
(ロ)変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、グループ各社の代表者及び本部長クラスの取締役、執行役員による早朝会議を原則として毎週１回開催し、各社、担当部門の業務執行状況の報告や決裁事項の詳細なる説明をしている。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ)当社管理サービス本部の下に関連事業室を設置し、グループ各社から業績や経営状況について定期的に報告を受け、必要に応じて取締役会に報告している。また、連結対象子会社とは、四半期決算ごとに連絡会議を設けて、適正な決算業務の運営に努めている。
(ロ)グループ各社の取締役や監査役に当社の役職員を非常勤で兼務させ、取締役会等重要な会議への出席によって、情報を取得している。
(ハ)当社の監査役は、計画的に当社及びグループ各社の監査に赴き、子会社等の業務執行状況を監査している。
(ニ)社長直轄の監査室は、計画的にグループ各社の業務監査を実施し、法令や社内規則に則って適正に業務が行われているかを監査している。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(イ)「業務分掌規程」において、内部業務監査を担当している監査室のスタッフが監査役を補助する業務も兼任するように明確にしている。
(ロ)監査室スタッフの人事については、常勤監査役の事前の同意を得ることで、取締役からの独立性を確保している。
(ハ)監査役の職務を補助する監査室スタッフに対する指揮命令権限は、その業務の範囲内においては、監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役、執行役員及びその他の使用人は指揮命令権限を有しない。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(イ)グループ各社の業務執行を担当する取締役及び執行役員は、毎月開催される取締役会において、担当部門の業務執行報告を行い、監査役は常に取締役会に出席してその報告を受ける。
(ロ)グループ各社の業務執行を担当する取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
(ハ)コンプライアンス委員会や内部通報制度委員会には常勤監査役も委員として参画し、不正事故情報についても早期に監査役に報告できる体制を整えている。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ)常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するため、グループ各社各部門の定期的な報告会議等に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧して、必要に応じて取締役や執行役員、使用人にその説明を求めている。
(ロ)監査役は会計監査人から会計監査の内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っている。
(ハ)監査役は、内部監査の監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を依頼する。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

以上のご報告のうち、金額及び株数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成22年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	（ 73,058）	（負債の部）	（ 41,756）
流動資産	36,269	流動負債	25,495
現金及び預金	5,000	支払手形及び買掛金	14,449
受取手形及び売掛金	21,579	短期借入金	3,460
たな卸資産	8,200	１年内返済予定の長期借入金	2,012
繰延税金資産	952	未払金	1,200
その他	605	未払法人税等	1,715
貸倒引当金	△68	未払消費税等	332
固定資産	36,789	賞与引当金	850
有形固定資産	29,778	役員賞与引当金	107
建物及び構築物	6,713	製品保証引当金	138
機械装置及び運搬具	1,600	その他	1,228
土地	20,986	固定負債	16,260
建設仮勘定	135	長期借入金	9,276
その他	342	繰延税金負債	1,714
無形固定資産	433	退職給付引当金	1,725
のれん	96	役員退職慰労引当金	188
ソフトウエア	325	再評価に係る繰延税金負債	2,095
その他	11	その他	1,259
投資その他の資産	6,576		
投資有価証券	5,044	（純資産の部）	（ 31,302）
繰延税金資産	293	株主資本	32,608
その他	1,371	資本金	4,746
貸倒引当金	△132	資本剰余金	3,743
		利益剰余金	25,142
		自己株式	△1,023
		評価・換算差額等	△1,644
		その他有価証券評価差額金	150
		繰延ヘッジ損益	△15
		土地再評価差額金	△1,728
		為替換算調整勘定	△50
		少数株主持分	338
資産合計	73,058	負債純資産合計	73,058

連結損益計算書

（自　平成21年４月１日
至　平成22年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		61,737
売上原価		47,300
売上総利益		14,437
販売費及び一般管理費		10,213
営業利益		4,223
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	125	
持分法による投資利益	158	
その他	344	628
営業外費用		
支払利息	288	
その他	59	347
経常利益		4,503
特別利益		
固定資産売却益	3	
貸倒引当金戻入額	65	
その他	0	69
特別損失		
固定資産除却損及び売却損	23	
投資有価証券評価損	228	
事務所移転費用	11	
減損損失	316	579
税金等調整前当期純利益		3,993
法人税、住民税及び事業税	2,299	
法人税等調整額	△364	1,935
少数株主利益		13
当期純利益		2,044

連結株主資本等変動計算書

（自　平成21年４月１日
至　平成22年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成21年３月31日残高	4,746	4,362	23,400	△2,711	29,798
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△430		△430
当期純利益			2,044		2,044
自己株式の取得				△61	△61
自己株式の処分		△619		1,749	1,130
土地再評価差額金の取崩			128		128
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					―
連結会計年度中の変動額合計	―	△619	1,741	1,687	2,810
平成22年３月31日残高	4,746	3,743	25,142	△1,023	32,608

（単位：百万円）

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定		
平成21年３月31日残高	△269	△4	△1,600	△61	1,486	29,349
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△430
当期純利益						2,044
自己株式の取得						△61
自己株式の処分						1,130
土地再評価差額金の取崩						128
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	419	△11	△128	10	△1,148	△857
連結会計年度中の変動額合計	419	△11	△128	10	△1,148	1,953
平成22年３月31日残高	150	△15	△1,728	△50	338	31,302

連　結　注　記　表

＜連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記＞

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結の範囲に関する事項
   連結子会社……11社
   株式会社モリタ、株式会社モリタ防災テック、株式会社モリタ環境テック、株式会社モリタエコノス、株式会社モリタテクノス、株式会社モリタ総合サービス、株式会社モリタユージー、宮田工業株式会社、株式会社モリタエンジニアリング、株式会社北海道モリタ、株式会社アルボ
   当連結会計年度において、当社の連結子会社である株式会社上野モリタ及びエントー株式会社は、それぞれ同じく連結子会社である株式会社モリタ防災テック及び株式会社アルボを存続会社とする吸収合併により消滅しております。
   非連結子会社……２社
   康鴻森田（香港）有限公司、MORITA VIETNAM COMPANY LTD.
   非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。
3. 持分法の適用に関する事項
   持分法を適用した関連会社の数……３社
   株式会社モリタ東洋、南京晨光森田環保科技有限公司、四川森田消防装備製造有限公司
   持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称は、康鴻森田（香港）有限公司、MORITA VIETNAM COMPANY LTD.及び鹿児島森田ポンプ株式会社であり、いずれも当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。
4. 持分法の適用の手続きについて特に記載する必要があると認められる事項
   持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる南京晨光森田環保科技有限公司、四川森田消防装備製造有限公司の２社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。株式会社モリタ東洋については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。
5. 連結子会社の事業年度等に関する事項
   連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
6. 会計処理基準に関する事項
   (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
      ① 有価証券
         その他有価証券
         時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
                （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
         時価のないもの……移動平均法による原価法
      ② たな卸資産
         評価基準　原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
         評価方法　製品及び仕掛品……主として個別法
                原材料……主として移動平均法
                貯蔵品……最終仕入原価法
      ③ デリバティブ　時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。なお耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

④ 長期前払費用

期間内均等償却を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（3,968百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。ただし、一部の子会社においては定率法を採用しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。ただし、一部の子会社においては定率法を採用しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

⑥ 製品保証引当金

販売済製品についてのアフターサービス費用にあてるため、過去の実績に基づいて必要額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

・工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合

工事進行基準によっております。

・上記の要件を満たさない場合

工事完成基準によっております。

・決算日における工事進捗度の見積方法

工事進行基準における原価比例法

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約については振当処理をしております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建金銭債権債務等

ヘッジ方針

当社グループの内部規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、評価しております。

③ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

④ のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、５年間で均等償却する方法によっております。ただし、金額が僅少の場合は、発生年度に全額償却する方法によっております。

7. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

8. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

会計処理の原則及び手続の変更

① 当連結会計年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）（企業会計基準第19号　平成20年７月31日）を適用しております。

本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額はありません。

② 当連結会計年度より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号　平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号　平成19年12月27日）を適用しております。

なお、当連結会計年度に着手した工事契約から適用しております。

この結果、従来の方法によった場合に比べて、売上高は121百万円、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は26百万円それぞれ増加しております。

＜連結貸借対照表に関する注記＞

1. 有形固定資産の減価償却累計額　22,213百万円

2. 担保提供資産　有形固定資産　4,062百万円
担保に係る金銭の債務　短期借入金　1,760百万円

3. 保証債務
下記の会社の金融機関等からの借入について、債務保証を行っております。
康鴻森田（香港）有限公司　78百万円
(843千米ドル)

4. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。
・再評価を行った年月…平成14年３月31日
・再評価を行った土地の当期末の時価の合計額が当該再評価後の帳簿価額を下回る金額
…2,274百万円

＜連結損益計算書に関する注記＞

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

用途	場所	種類	金額（百万円）
遊休資産	兵庫県西宮市	土地及び建物等	230
遊休資産	大阪府東大阪市	土地	33
事業用資産	神奈川県茅ヶ崎市	土地及び建物等	51

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当連結会計年度においては、兵庫県西宮市にある子会社㈱モリタエコノスの支店を八尾工場に集約することに伴い、遊休状態となることなどにより、また、神奈川県茅ヶ崎市にある子会社宮田工業㈱の自転車事業においては、営業活動から生じる損益が連続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額にまで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピング方法

当社グループは、事業用資産については事業の種類を基本とし、賃貸資産及び遊休資産については個別物件毎に資産のグルーピングを行っております。

＜連結株主資本等変動計算書に関する注記＞

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数　普通株式　46,918,542株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年６月26日定時株主総会	普通株式	（注）211	5.00	平成21年３月31日	平成21年６月29日
平成21年11月２日取締役会	普通株式	（注）227	5.00	平成21年９月30日	平成21年12月１日

（注）配当金の総額には、連結子会社への配当金支払額４百万円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年６月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	223	5.00	平成22年３月31日	平成22年６月30日

3. 新株予約権の目的となる株式の数　普通株式　1,211,000株

＜金融商品に関する注記＞

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	5,000	5,000	―
(2) 受取手形及び売掛金	21,579	21,562	△17
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	3,860	3,860	―
(4) 支払手形及び買掛金	(14,449)	(14,449)	―
(5) 短期借入金	(3,460)	(3,460)	―
(6) 長期借入金	(11,288)	(11,424)	△136
(7) デリバティブ取引	(26)	(26)	―

(*) 負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(7)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(6)参照)また、為替予約の振当処理によるものは、売掛金と一体として処理されているため、その時価は、受取手形及び売掛金に含めて記載しております。(上記(2)参照)

(注２) 非上場株式（連結貸借対照表計上額388百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

当連結会計年度より「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　平成20年３月10日）を適用しております。

＜賃貸等不動産に関する注記＞
重要な賃貸等不動産がないため、記載は省略しております。

（追加情報）
当連結会計年度より「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第20号 平成20年11月28日）及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第23号　平成20年11月28日）を適用しております。

＜１株当たり情報に関する注記＞

1.	１株当たり純資産額	693円61銭
2.	１株当たり当期純利益（期中平均株式数による）	47円01銭

なお、１株当たり当期純利益の算定基準は以下のとおりであります。

当期純利益	2,044百万円
普通株式に係る当期純利益	2,044百万円
普通株式の期中平均株式数	43,487千株

＜重要な後発事象に関する注記＞
該当事項はありません。

＜その他の注記＞
(追加情報)
会社分割の実施について
当社及び当社の連結子会社である宮田工業株式会社は、平成22年３月31日開催のそれぞれの取締役会において、平成22年６月１日を効力発生日として、分割会社の自転車販売事業を会社分割（新設分割）し、その事業を新設する株式会社ミヤタサイクルに承継するとともに当社の100％子会社とすることを決定いたしました。
(1) 対象となった事業の名称等
①対象となった事業の名称、その事業の内容及び結合後企業の名称等
事業の名称： 宮田工業株式会社の自転車販売事業
事業の内容： 自転車の販売
結合後企業の名称：株式会社ミヤタサイクル
当該会社の資産の額： 1,449百万円
当該会社の負債の額： 949百万円
当該会社の純資産の額： 500百万円
当該会社の従業員数： 49名（予定）
なお、当該会社の資産・負債及び純資産の額等は平成21年9月30日現在の数値をもとにしております。
②企業結合の法的形式
宮田工業株式会社を分割会社、株式会社ミヤタサイクルを新設分割設立会社とする新設分割（会社法第805条の規定による簡易新設分割）であります。
③取引の目的を含む取引の概要
当社グループの事業改革の一環として、事業毎の経営判断の迅速化、ガバナンスの強化、および各事業セグメントの更なる成長を目的として、グループ内資本関係の見直しを図るため、分割会社の自転車販売事業を新設分割により分社化することといたしました。
新設分割設立会社が本分割に際して発行する株式は2,000株であり、全ての株式を分割会社に割当交付いたします。
なお、分割会社はこれと同時に、新設分割設立会社から割当交付された株式の全てを、剰余金の配当として、分割会社の100％親会社である当社へ交付いたします。
(2) 実施する会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年５月18日

株式会社 モリタホールディングス
取 締 役 会　御中

太陽ＡＳＧ有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　新　村　　実㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　高　木　　勇㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社モリタホールディングスの平成21年４月１日から平成22年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社モリタホールディングス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

その他の注記に記載されているとおり、会社及びその子会社宮田工業株式会社は、平成22年3月31日開催のそれぞれの取締役会において、平成22年6月1日を効力発生日として、分割会社の自転車販売事業を会社分割（新設分割）し、その事業を新設する株式会社ミヤタサイクルに承継するとともに会社の100%子会社とすることを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸　借　対　照　表

（平成22年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部）	（　43,295）	（負　債　の　部）	（　16,514）
流　動　資　産	**8,507**	**流　動　負　債**	**4,459**
現金及び預金	1,473	短期借入金	1,500
前払費用	8	１年内返済予定の長期借入金	2,012
短期貸付金	6,460	未払金	216
繰延税金資産	45	未払費用	9
その他	524	未払法人税等	8
貸倒引当金	△2	未払消費税等	25
固　定　資　産	**34,787**	預り金	597
有形固定資産	**22,066**	賞与引当金	55
建物	5,672	役員賞与引当金	36
構築物	358	**固　定　負　債**	**12,054**
機械装置	108	長期借入金	9,276
車両運搬具	0	預り保証金	140
工具、器具及び備品	98	繰延税金負債	407
土地	15,827	再評価に係る繰延税金負債	2,095
建設仮勘定	0	その他	135
無形固定資産	**143**		
ソフトウエア	132	（純資産の部）	（　26,781）
その他	10	**株　主　資　本**	**28,485**
投資その他の資産	**12,577**	**資　本　金**	**4,746**
投資有価証券	2,624	**資本剰余金**	**3,743**
関係会社株式	9,617	資本準備金	1,638
その他	430	その他資本剰余金	2,104
貸倒引当金	△95	**利益剰余金**	**21,086**
		利益準備金	1,234
		その他利益剰余金	19,851
		配当準備積立金	1,000
		固定資産圧縮積立金	1,057
		別途積立金	15,739
		繰越利益剰余金	2,055
		自　己　株　式	**△1,090**
		評価・換算差額等	**△1,704**
		その他有価証券評価差額金	**23**
		土地再評価差額金	**△1,728**
資産合計	**43,295**	**負債純資産合計**	**43,295**

損　益　計　算　書

（自　平成21年４月１日
至　平成22年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
営業収益		**3,743**
営業費用		**2,148**
営業利益		**1,595**
営業外収益		
受取利息	144	
受取配当金	55	
雑収入	151	350
営業外費用		
支払利息	259	
雑損失	43	303
経常利益		**1,641**
特別利益		
貸倒引当金戻入額	91	
その他	0	91
特別損失		
固定資産除却損及び売却損	1	
投資有価証券評価損	228	
減損損失	264	494
税引前当期純利益		**1,239**
法人税、住民税及び事業税	456	
法人税等調整額	△188	267
当期純利益		**971**

株主資本等変動計算書

（自　平成21年４月１日
至　平成22年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成21年３月31日残高	4,746	1,638	2,723	4,362	1,234	1,000	1,071	15,739	1,379	20,425
事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△439	△439
当期純利益									971	971
固定資産圧縮積立金の取崩							△14		14	—
自己株式の取得										—
自己株式の処分			△619	△619						—
土地再評価差額金の取崩									128	128
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	—	—	△619	△619	—	—	△14	—	675	660
平成22年３月31日残高	4,746	1,638	2,104	3,743	1,234	1,000	1,057	15,739	2,055	21,086

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成21年３月31日残高	△2,501	27,033	△172	△1,600	△1,772	25,260
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△439				△439
当期純利益		971				971
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
自己株式の取得	△338	△338				△338
自己株式の処分	1,749	1,130				1,130
土地再評価差額金の取崩		128				128
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			195	△128	67	67
事業年度中の変動額合計	1,411	1,452	195	△128	67	1,520
平成22年３月31日残高	△1,090	28,485	23	△1,728	△1,704	26,781

個　別　注　記　表

＜重要な会計方針に係る事項に関する注記＞

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 資産の評価基準及び評価方法
   (1) 有価証券　子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

   その他有価証券　時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

   時価のないもの……移動平均法による原価法

   (2) デリバティブ　時価法
3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

長期前払費用

期間内均等償却を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異（1,704百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。
過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
なお、計算の結果、当事業年度末においては退職給付引当金が借方残高となったため、前払年金費用として89百万円を投資その他の資産「その他」として計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. ヘッジ会計の処理方法

(1) ヘッジ会計の方法……繰延ヘッジ処理を採用しております。
なお、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を、為替予約については振当処理をしております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象……借入金の利息、外貨建金銭債権債務等

(3) ヘッジ方針……当社の内部規定に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするためにデリバティブ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法……ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、評価しております。

7. 消費税等の処理方法

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

＜会計方針の変更＞

退職給付に係る会計基準

当事業年度より「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）（企業会計基準第19号 平成20年７月31日）を適用しております。

本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額はありません。

＜貸借対照表に関する注記＞

1. 関係会社に対する金銭債権・金銭債務　短期金銭債権　6,934百万円
   短期金銭債務　606百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額　10,048百万円
3. 保証債務

   下記の会社の金融機関からの借入金等について、債務保証を行っております。

   株式会社モリタユージー　200百万円
   康鴻森田（香港）有限公司　78百万円
   （843千米ドル）
4. 土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

   ・再評価の方法……土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出しております。

   ・再評価を行った年月……平成14年３月31日

   ・再評価を行った土地の当期末の合計額が当該再評価後の帳簿価額を下回る金額
   …2,274百万円

＜損益計算書に関する注記＞

1. 関係会社との取引高　営業収益　3,743百万円
   営業費用　172百万円
   営業取引以外の取引高　167百万円
2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した主な資産

用途	場所	種類	金額（百万円）
遊休資産	兵庫県西宮市	土地及び建物等	230
遊休資産	大阪府東大阪市	土地	33

(2) 減損損失の認識に至った経緯

当事業年度においては、兵庫県西宮市にある子会社㈱モリタエコノスの支店を八尾工場に集約することに伴い、遊休状態となることなどにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(3) 資産のグルーピング方法

当社は、事業用資産については事業の種類を基本とし、賃貸資産及び遊休資産については個別物件毎に資産のグルーピングを行っております。

＜株主資本等変動計算書に関する注記＞

当事業年度末日における自己株式の数　普通株式　2,275,638株

＜税効果会計に関する注記＞
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
賞与引当金	22百万円
退職給付引当金	69
役員退職慰労引当金（長期未払金）	54
償却限度超過額	114
固定資産評価損	25
貸倒引当金限度超過額	6
会員権評価損	26
土地再評価に係る繰延税金資産	1,946
関係会社株式評価損	121
減損損失	53
その他	45
繰延税金資産小計	2,486
評価性引当額	△2,125
繰延税金資産合計	360
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△16
固定資産圧縮積立金	△706
土地再評価に係る繰延税金負債	△2,095
繰延税金負債合計	△2,818
繰延税金資産の純額	△2,457

＜リースにより使用する固定資産に関する注記＞
貸借対照表に表示した固定資産のほか、車両運搬具等をリース契約により使用しております。

＜１株当たり情報に関する注記＞

1.	１株当たり純資産額	599円90銭
2.	１株当たり当期純利益（期中平均株式数による）	22円11銭
	なお、１株当たり当期純利益の算定基準は、以下のとおりであります。	
	当期純利益	971百万円
	普通株式に係る当期純利益	971百万円
	普通株式の期中平均株式数	43,969千株

＜重要な後発事象に関する注記＞
該当事項はありません。

＜その他の注記＞
(追加情報)
会社分割の実施について
当社及び当社の連結子会社である宮田工業株式会社は、平成22年３月31日開催のそれぞれの取締役会において、平成22年６月１日を効力発生日として、分割会社の自転車販売事業を会社分割（新設分割）し、その事業を新設する株式会社ミヤタサイクルに承継するとともに当社の100％子会社とすることを決定いたしました。
その内容については連結注記表におけるその他の注記と同様のため記載を省略しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年５月18日

株式会社 モリタホールディングス
取 締 役 会　御中

太陽ＡＳＧ有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　新　村　　実㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　高　木　　勇㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社モリタホールディングスの平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

その他の注記に記載されているとおり、会社及びその子会社宮田工業株式会社は、平成22年3月31日開催のそれぞれの取締役会において、平成22年6月1日を効力発生日として、分割会社の自転車販売事業を会社分割（新設分割）し、その事業を新設する株式会社ミヤタサイクルに承継するとともに会社の100%子会社とすることを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成21年４月１日から平成22年３月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一、事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽ＡＳＧ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽ＡＳＧ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年５月19日

株式会社モリタホールディングス　監査役会

常勤監査役(社外監査役) 広瀬　郷 ㊞

常勤監査役 浅田栄治 ㊞

常勤監査役 佐々木　純 ㊞

監査役(社外監査役) 松村和宜 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、「会社は株主のもの」という視点に立ち、財務体質と企業基盤の強化を図りつつ、「安定的な配当の継続及び向上」を基本方針としてまいりました。

このような方針に基づき当期の剰余金の処分に関しては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき　５円

総額223,214,520円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年６月30日（水曜日）

２．その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　900,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　　900,000,000円

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役 新村鋭男、中島正博、白井幸喜、北村賢一、土谷和博、川口和三の６氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	新村鋭男 （昭和11年８月８日生）	昭和34年４月　山一證券㈱入社 平成２年５月　同社代表取締役副社長 平成３年５月　山一情報システム㈱代表取締役社長 平成10年２月　日本フィッツ㈱代表取締役社長 平成10年５月　当社顧問 平成10年６月　当社取締役 平成11年６月　当社代表取締役社長 平成14年７月　当社代表取締役会長（現在） 平成16年６月　㈱モリタテクノス代表取締役会長（現在） ［重要な兼職の状況］ ㈱モリタテクノス代表取締役会長	171,000株
2	中島正博 （昭和25年２月３日生）	昭和47年３月　当社入社 平成15年４月　当社執行役員 平成16年６月　当社取締役 平成18年６月　当社代表取締役社長（現在） 平成20年10月　㈱モリタ代表取締役社長（現在） ［重要な兼職の状況］ ㈱モリタ代表取締役社長	87,000株
3	白井幸喜 （昭和37年11月８日生）	平成５年10月　当社入社 平成15年10月　㈱モリタエコノス経営企画室長 平成16年６月　同社取締役 平成18年６月　同社常務取締役 平成20年４月　当社経営企画室長・法務室長（現在） 平成21年４月　当社執行役員 平成21年４月　当社管理サービス本部長（現在） 平成21年６月　当社取締役（現在）	5,000株
4	北村賢一 （昭和25年11月24日生）	昭和48年４月　手塚興産㈱入社 平成４年７月　㈱森田ポンプサービスセンター入社 平成16年５月　当社執行役員、環境事業本部長 平成18年６月　当社取締役（現在） 平成20年10月　㈱モリタ環境テック代表取締役社長（現在） ［重要な兼職の状況］ ㈱モリタ環境テック代表取締役社長	33,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	土谷和博 （昭和24年７月30日生）	昭和47年４月　山一證券㈱入社 平成９年６月　同社取締役 平成10年４月　日本フィッツ㈱入社 平成11年10月　当社入社 平成14年３月　オリエント証券㈱入社 平成16年２月　フィッチ・レーティングス社入社 平成17年４月　当社執行役員 平成18年４月　当社防災事業本部長 平成18年６月　当社取締役（現在） 平成20年10月　㈱モリタ防災テック代表取締役社長（現在） ［重要な兼職の状況］ ㈱モリタ防災テック代表取締役社長	22,000株
6	川口和三 （昭和18年10月25日生）	昭和43年４月　松下電器産業㈱入社 平成元年１月　鹿児島松下電子㈱取締役 平成４年６月　九州松下電器㈱取締役 平成７年６月　同社常務取締役 平成８年６月　同社専務取締役 平成15年６月　松下電器産業㈱常任監査役 平成20年６月　当社取締役（現在）	7,000株

（注）1. 各取締役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 川口和三氏は、社外取締役候補者であり、㈱東京証券取引所及び㈱大阪証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
3. 候補者 川口和三氏につきましては、経営者としての豊富な経験及び幅広い見識等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役 広瀬　郷氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

監査役候補者

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
早川尚男 （昭和26年10月21日生）	昭和50年４月　第一生命保険㈱入社 平成13年４月　同社証券業務部長 平成18年12月　第一フロンティア生命保険㈱常任監査役	0株

（注）1. 監査役候補者と会社との間には特別の利害関係はありません。
2. 早川尚男氏は、社外監査役候補者であります。
3. 候補者 早川尚男氏につきましては、生命保険会社における長年の財務部門や監査役として培われた経験を、当社の監査機能に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。

第４号議案　取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成20年６月27日開催の第75回定時株主総会において月額1,700万円（うち社外取締役分は200万円）以内として、また、当社の監査役の報酬額は、平成19年６月28日開催の第74回定時株主総会において月額400万円以内として、それぞれご承認いただき現在に至っております。

このたび、コーポレートガバナンス強化の観点から、従来の月額から年額に改め、役員賞与も株主総会でご承認いただいた報酬枠内での支給とすることといたしたく、取締役の報酬額を年額204百万円（うち社外取締役10百万円）以内、監査役の報酬額は年額48百万円以内に改定することといたしたく、お願いするものであります。

なお、取締役の報酬には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まれないものといたします。

また、第２号議案、第３号議案が原案どおりご承認いただいた場合、取締役の員数は６名（うち社外取締役は１名）、監査役の員数は４名となります。

以　上

MEMO

株主総会会場ご案内略図

兵庫県三田市テクノパーク１番地の５

株式会社モリタ　三田工場会議室

TEL (079)568-7800

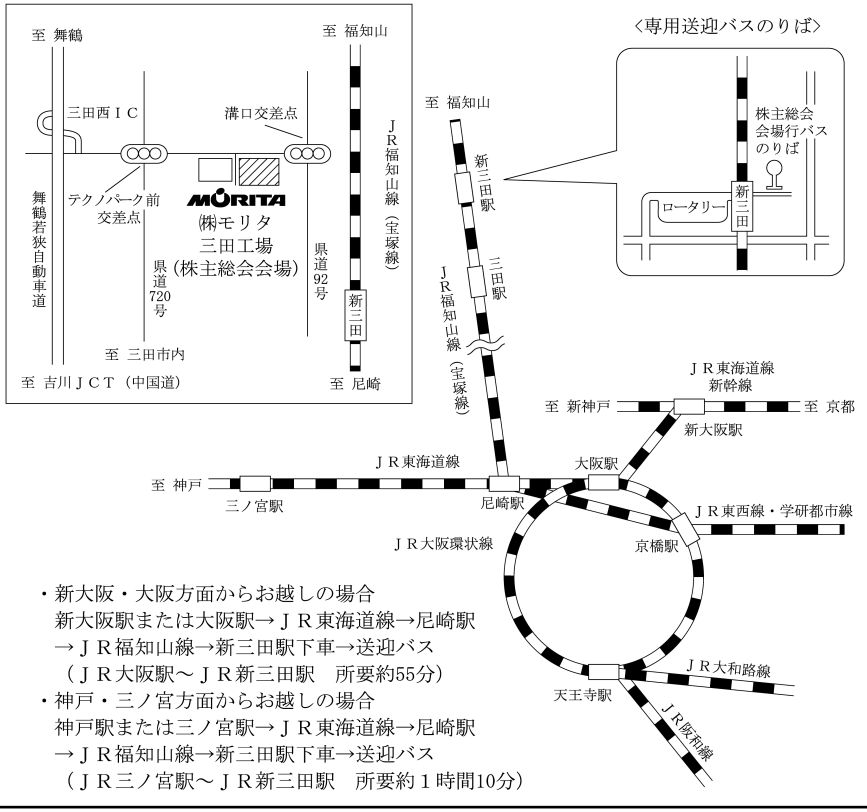

・新大阪・大阪方面からお越しの場合
　新大阪駅または大阪駅→ＪＲ東海道線→尼崎駅
　→ＪＲ福知山線→新三田駅下車→送迎バス
　（ＪＲ大阪駅～ＪＲ新三田駅　所要約55分）
・神戸・三ノ宮方面からお越しの場合
　神戸駅または三ノ宮駅→ＪＲ東海道線→尼崎駅
　→ＪＲ福知山線→新三田駅下車→送迎バス
　（ＪＲ三ノ宮駅～ＪＲ新三田駅　所要約１時間10分）

※当日は、ＪＲ新三田駅前より会場までご案内する当会社専用送迎バスを定期的に配車いたしますのでご利用ください。（ＪＲ新三田駅から約15分）